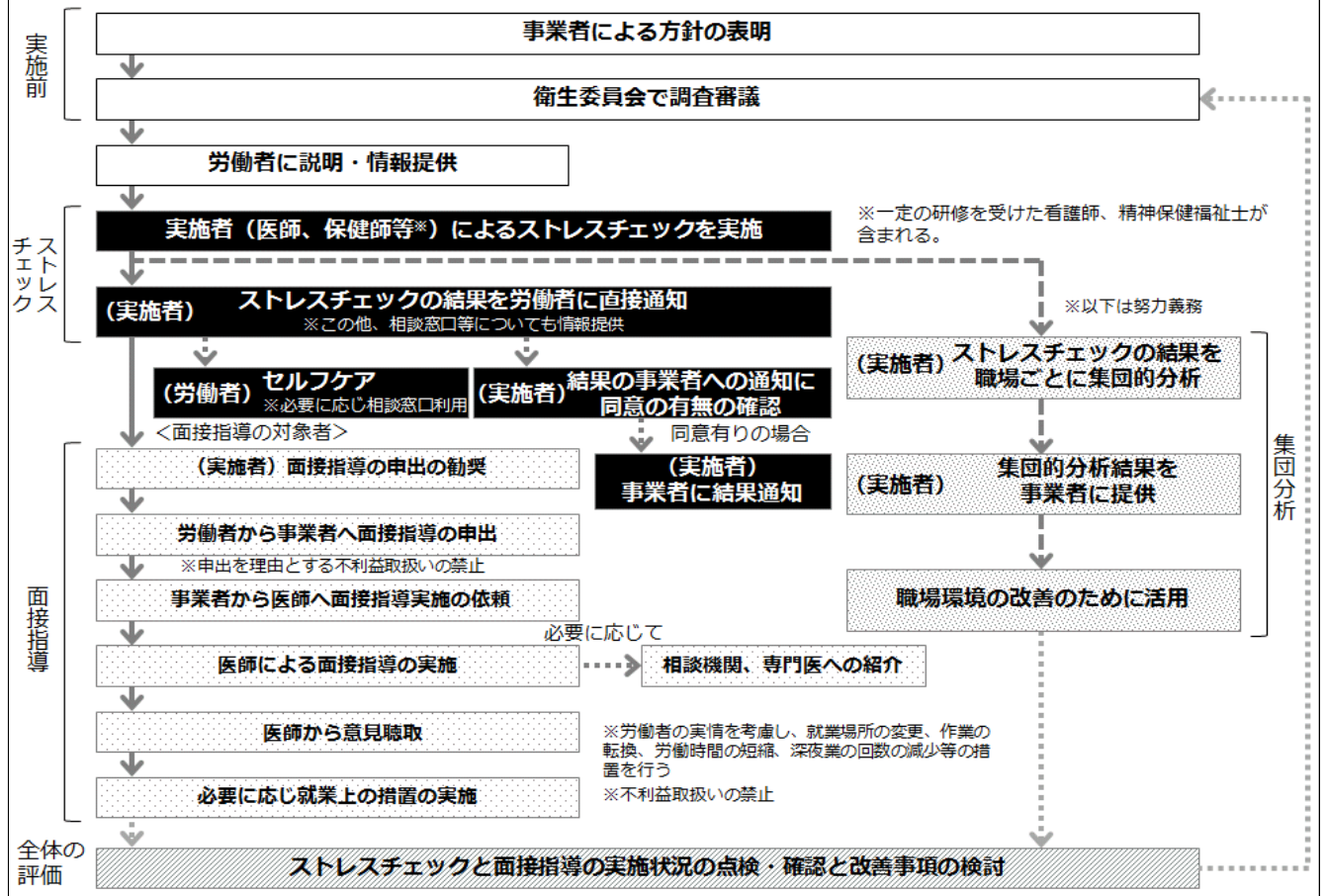


ストレスチェック制度が12月1日から施行されます!!

～ 職場におけるメンタルヘルス不調の一次的予防のために～

平成26年6月に公布された労働安全衛生法の一部改正により労働者数50人以上の事業場は、常時使用する労働者に対して1年に1回定期的にストレスチェックを実施し、ストレスチェックの結果により高ストレス者と判定された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施し、面接指導を行った医師から意見聴取して、必要に応じて就業制限等を行うことが義務付けられました。また、ストレスチェックの結果を職場単位で集計分析した結果に基づき、職場改善を行うよう努めなければなりません。

ストレスチェックと医師による面接指導の流れ



主要な業種別労働災害発生状況 (平成26年と平成27年の比較 10月末現在速報値)

業種別	平成27年 (1月～10月)	平成26年 (1月～10月)	増減数	増減率	構成率
全産業	235	250 (2)	-15 (-2)	-6.0%	100.0%
製造業	93	99 (1)	-6 (-1)	-6.1%	39.6%
食料品	23	18	5	27.8%	9.8%
窯業土石	34	33 (1)	1 (-1)	3.0%	14.5%
機械金属等	23	30	-7	-23.3%	9.8%
建設業	23	23	0	0.0%	9.8%
土木工事	5	3	2	66.7%	2.1%
建築工事	11	15	-4	-26.7%	4.7%
運送業	19	23 (1)	-4 (-1)	-17.4%	8.1%
陸上貨物	17	20 (1)	-3 (-1)	-15.0%	7.2%
農林・畜産・水産業	3	3	0	0.0%	1.3%
商業	29	37	-8	-21.6%	12.3%
小売業	21	34	-13	-38.2%	8.9%
保健衛生業	10	19	-9	-47.4%	4.3%
社会福祉	8	18	-10	-55.6%	3.4%
接客娯楽業	30	31	-1	-3.2%	12.8%
飲食店	9	6	3	50.0%	3.8%
ゴルフ場	18	23	-5	-21.7%	7.7%
清掃・と畜	10	4	6	150.0%	4.3%
上記以外	18	11 (0)	7 (0)	63.6%	7.7%

※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上死傷災害を集計したものです。
 ※ カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

災害事例

災害発生概要		キャスター付きイスの上から墜落									
業種	社会福祉施設	職種	介護職	年齢	60代	性別	女	災害程度	休業見込み 2カ月	経験	1年
発生状況	事務所の装飾品を壁の高い位置に飾るため、キャスター付きのイスに乗ったところ、椅子が動きバランスを崩して床に墜落し、負傷した。				事故の型	墜落・転落		起因物	その他の用具		
	発生原因				<p>キャスター付きのイスを昇降(踏み)台として使用したこと。</p> <p>再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 装飾品の飾り付け、高い場所に物を上げるなどの作業を行うときは、原則として安定した昇降台を使用する等の足場を確保して行う。 ・ 普段から昇降台等を使用する作業がなく、突発的な理由によりやむを得ず作業を行う必要が生じた場合は、キャスター付きのイスを用いる等の身近な物で安易に代用せず、極力安定したものを使用し、その際は足元を支える等の補助者をつけることが望ましい。 ・ 今回の労働災害を契機とした安全衛生教育を実施し、労働者の意識の高揚を図る。 						
				<p>〈概略図〉</p>							

災害発生概要		配達作業中の交通事故でバイクとトラックが衝突									
業種	通信業	職種	外務職	年齢	50代	性別	男	災害程度	休業見込み 1カ月	経験	7カ月
発生状況	バイクで配達作業中、配達を終えて次の配達先へ向かうため、道路へ出ようとした際に、一旦停止と左右確認を怠って公道へ進入したため、公道を走行してきたトラックと衝突し、バイクとともに転倒し、負傷した。				事故の型	交通事故(道路)		起因物	乗用車・バス・バイク		
	発生原因				<p>公道</p>						
再発防止策				<ul style="list-style-type: none"> ・ バイクの運転手が公道へ侵入する際に一旦停止し、左右を確認して、車両等の通行がないことを確認してから公道へ侵入する。 ・ 交通ルール、マナー等に関する交通安全についての再教育を行い、安全意識の高揚を図る。 ・ 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく取り組みを実施する。 							